

武蔵村山市地域防災計画(令和4年3月修正)の概要

修正の目的

法令改正や東京都地域防災計画との整合を図り、最新の対策を反映した計画とします。

計画の構成

震災編、風水害編、大規模事故編及び資料編の4編で構成し、今回の修正では、大規模事故編に危険物事故対策、その他大規模事故対策(ガス事故等)及び火山災害対策を新たに追加しました。

	震災編	風水害編	大規模事故編	資料編
概要	<ul style="list-style-type: none">・被害想定・災害予防計画・災害応急復旧計画・災害復興計画 など	<ul style="list-style-type: none">・災害危険区域・災害予防計画・災害応急復旧計画 など	<ul style="list-style-type: none">・航空機事故対策・危険物事故対策【新設】・その他大規模事故対策【新設】 ※ガス事故、CBRNE災害対策等・火山災害対策【新設】	<ul style="list-style-type: none">・災害対策関連規程・災害危険箇所・防災関連施設 など

主な修正ポイント

①関係法令との整合

災害対策基本法、災害救助法等の改正内容との整合

※別表1参照

②上位計画等との整合

防災基本計画、東京都地域防災計画等との整合

※別表2参照

③市の取組の反映

(仮称)防災食育センターの整備、災害協定の拡充等の反映

※別表3参照

①関係法令との整合

■緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対しては、道路管理者が移動等の措置をとることができることを明記(震災-応急-第5章)

■避難勧告と避難指示が避難指示(警戒レベル4)に一本化されたこと、垂直避難等による屋内安全確保が可能な居住者等を考慮して立退き避難が必要な居住者等を対象として発令することとなったこと、また、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は緊急安全確保(警戒レベル5)を発令することとなったことを踏まえ、避難指示等の種類、内容を修正(震災-応急-第9章)

■避難指示等の発令時に市内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを追加(震災-応急-第9章)

■武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン(全体計画)に基づく個別計画は、基本法に基づく個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者が同意した場合は、避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供することを明記。また、災害が切迫し避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを明記(震災-応急-第9章)

■特定の大規模災害時に国が定めた基本方針に即した復興計画を作成した場合、復興事業の特別措置が適用されることを踏まえ、同法に基づいて復興計画の作成や復興事業の推進を図ることを明記(震災-復興-第3章)

①関係法令との整合

■土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には避難確保計画の作成等が義務化されたことを明記(震災-予防-第4章)

■令和元年の房総半島台風から、被災住宅の応急修理の支援対象が半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)に拡充されたこと、また、令和2年7月豪雨を踏まえて被災者生活再建支援金の支給対象が半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)に拡充されたことを踏まえ、今後の被害家屋認定調査や罹災証明では中規模半壊、準半壊の区分を設けるとともに、準半壊の被災世帯に被災住宅の応急修理を支援することを明記(震災-応急-第16章)

②上位計画等との整合

- 市内の医療救護活動等を統括する医療救護活動拠点を設置することを明記(震災-応急-第8章)
- 福祉避難所の運営に支障を来たす場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職の派遣を要請することを追記。また、被災した精神科病院の患者の搬送支援や急性増悪患者の対応等は、災害派遣精神医療チームが対応することを明記(震災-応急-第8章)
- 都立施設が一時滞在施設に指定されたことを踏まえ、管理者に一時滞在施設開設、運営を要請することを追記(震災-応急-第10章)
- 東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会が策定した東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針を推進し、関係機関が一体的に大規模洪水対策に取り組むことを追記(風水害-予防-第1章)
- 避難所での感染防止のため、検温、問診所の設置、濃厚接触者等の専用スペースでの受け入れ、定期的な換気や清掃・消毒等の対策を行うことを明記。また、濃厚接触者等の健康観察、避難所閉鎖後の消毒等を、保健所と連携して行うことを明記(震災-応急-第8章)

③市の取組の反映

- 武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プランに基づき、各関係者が取り組んでいくべき事項等を明記(震災-予防-第9章)
- 災害時の協力協定を新たに締結したことを踏まえ、協定の活用を追記(震災-予防-第2章、震災-応急-第3章)
- 一時避難場所として利用できる農地に標識を設置したことを踏まえ、災害時の利用を市民に普及することを明記(震災-予防-第3章)
- 避難路沿道の市民所有等のブロック塀等の安全対策に関して、助成等を行うことを明記(震災-予防-第4章)
- 整備予定の(仮称)防災食育センターを活用した1日当たり約4万個のおにぎりの供給体制を確保し、ローリングストック方式による常時6,000kgの米の備蓄を推進することを追記(震災-予防-第6章、震災-応急-第11章)

主な修正事項

第1編 震災編

節	修正事項
第1部 総則	
第1章 地域防災計画(震災編)の概要	・災害対策基本法に基づき住民等が地区の防災活動を定めた地区防災計画を防災会議に提案した場合の手続を追加した。
第2章 武蔵村山市の現状	・人口統計等を更新した。
第4章 地震に関する調査研究	・文部科学省等の調査による立川断層の存在確認、近い将来の活動の可能性について追記した。
第2部 災害予防計画	
第1章 市、市民及び事業所の基本的責務	・都計画に基づき、市民等は在宅避難に向けて食品等の日常備蓄を最低3日分、推奨1週間分行うことなどを明記した。
第2章 市、都、防災機関等の役割	・都計画に基づき、市、東京都、関東農政局、気象台、日本郵便、NTT東日本、日本赤十字社などの業務大綱を修正した。 ・災害協定を締結した東京都獣医師会多摩西部支部、東京都宅地建物取引業協会立川支部、東京みどり農業協同組合、武蔵村山市清掃事業協同組合、武蔵村山市社会福祉協議会などを協力機関に追加し、業務大綱を記載した。
第3章 地震に強い都市づくり	・「武蔵村山市橋梁長寿命化修繕計画」により橋梁の計画的な修繕を推進することを明記した。
第4章 施設構造物等の安全化	・整備したマンホールトイレシステムを活用した防災訓練を実施することを明記した。 ・東京都耐震改修促進計画を踏まえ、特定緊急輸送道路に接する一定以上の高さ及び延長を超える旧耐震の組積造の塀の除却や建替え等を促進することを追記した。 ・武蔵村山市耐震改修促進計画を踏まえ、耐震化目標(令和8年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消など)、特定緊急輸送道路沿道の特定沿道建築物の耐震化支援などを明記した。 ・土砂災害ハザードマップにより、危険箇所、緊急避難場所その他の適切な避難行動を普及することを明記した。 ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設(社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設)について、利用者の円滑な避難を確保する計画(避難確保計画)の作成等を促進することを追記した。 ・都計画に基づき、都市機能の維持のため、公共施設や拠点施設について自立・分散型電源の整備に努めることを明記した。

節	修正事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めることを追記した。
第 6 章 応急活動拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災機能と平常時の防災・食育機能を備えた施設として整備を計画している(仮称)防災食育センターの概要を追記した。
第 7 章 地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく地区防災計画の作成を、自治会、自主防災組織に普及、促進することを追記した。
第 3 部 災害応急・復旧対策計画	
第 1 章 初動態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織改正を踏まえ、市災害対策本部の部班編成及び事務分掌を修正した。 ・市の受援を円滑に行うため、本部事務局(災害対策部)に市の受援を統括する受援統括担当者を配置し、各対策部に部内の受援を統括する受援担当者を配置することを明記した。 ・本部長(市長)が避難指示や自衛隊の災害派遣要請を即断できるように、本部長室の審議事項からこれを削除した。
第 2 章 情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・非常緊急通話、非常緊急電報が廃止されたことを踏まえ、これらを通信手段として利用することを削除した。 ・広報手段として通信事業者等に災害協定による広報を依頼することを明記した。 ・防災行政無線の自動電話応答システム、データ放送(Lアラートによる。)、SNS(Twitter や Facebook)などを広報手段として活用することを追記した。
第 3 章 応援協力・派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村、防災関係機関と近年締結した災害協定の概要を追記した。また、民間団体については多数あることから、資料編に記載することとした。 ・総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」を活用して他の市区町村職員による災害マジメント等の対口支援を確保する場合の要請方法を追記した。 ・東京都の災害時応援受援計画を踏まえ、市の受援体制や要請、受入れの手順等を明確にした武蔵村山市災害時応援受援計画を策定することを明記した。
第 5 章 緊急輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、緊急車両の通行障害となる放置車両等がある場合、道路管理者は必要に応じて区間を指定して所有者への移動命令や移動措置を行うことを追記した。
第 8 章 医療救護等対策	<ul style="list-style-type: none"> ・都計画に基づき、市内の医療救護活動を統括・調整する医療救護活動拠点の候補施設(市庁舎内中部地区会館会議室)を追記した。 ・医療救護所を病院等の前に設置する緊急医療救護所と避難所等に設置する避難所医療救護所に区分し、緊急医療救護所

節	修正事項
	<p>は市内の主要な病院(村山医療センター敷地内及びプリンスの丘公園)、避難所救護所は指定避難所等に設置することに修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院の患者搬送の支援や急性増悪患者の対応等は、災害派遣精神医療チーム(東京 DPAT)に対応を要請することを明記した。 新型コロナウイルス等感染症対策として、自宅療養者に対して在宅避難所等の情報提供、一時受け入れ、ホテル等への移動を行うことを追記した。(東京都のガイドラインに合わせて修正) 避難所の感染防止対策として、検温・問診所の設置、濃厚接触者等の健康観察、専用スペースの確保、避難所内の換気、清掃・消毒を講じることを追記した。(東京都のガイドラインに合わせて修正)
第9章 避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> 国の指針を踏まえ、「避難準備情報」を「高齢者等避難」に修正し、「避難勧告」と「避難指示」を「避難指示」に一本化したほか、災害が切迫した場合等の措置である「緊急安全確保」を追加した。 指定避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用することを追記した。 災害対策基本法を踏まえ、在宅等の避難者にも避難所滞在者と同様の支援を行うものとし、自治会等の協力を得て在宅等避難者を把握して避難所等で食料等の提供を行うことを追記した。 福祉避難所の運営に支障を来す場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請することを追記した。
第10章 帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> 都が武蔵村山高校及び上水高校を帰宅困難者一時滞在施設として指定したことを踏まえ、これらの施設を都の運営マニュアルや協定に基づいて活用することを追記した。
第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食料、物資等の地域内輸送拠点については、施設の現況を考慮して備蓄倉庫を外すとともに、(仮称)防災食育センターを追加した。 (仮称)防災食育センターにおいて、災害時に1日当たり約4万個のおにぎりを供給することとし、ローリングストック方式で常時6,000kgの米を備蓄することを追記した。 救援物資等の支援を円滑に受けられるよう、国が導入した「物資調達・輸送調整システム」に、備蓄物資や物資受け入れ拠点の状況を登録しておくことを追記した。

節	修正事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・都や協定団体からの物資調達が困難な場合は、全国的に募集をかけ、仕分け等の手間を考慮して企業や団体から大口の物資を受け入れることを明記した。
第12章 ごみ処理及びし尿・がれき処理	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵村山市災害廃棄物処理計画に基づき、市災害対策本部の下に武蔵村山市災害廃棄物対策本部を設置するとともに、災害廃棄物処理実行計画を作成して廃棄物処理を推進することを追記した。
第14章 ライフライン施設の応急・復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市と東京電力パワーグリッドの災害協定に基づき、大規模停電等が発生した場合は相互に協力して停電情報及び道路・障害物等の状況の情報共有、重要施設の優先復旧、広報活動等を行うことを追記した。
第16章 応急生活対策	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年房総半島台風の被害等により家屋の被害判定区分が修正されたことを踏まえ、半壊のうち大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要すものを「中規模半壊」、一部損壊のうち被害程度の大きいものを「準半壊」とすることを明記した。 ・災害救助法に基づき、準半壊の被災家屋についても住宅の応急修理を支援することを追記した。 ・家屋被害認定調査に当たっては、状況に応じて航空写真、応急危険度判定の結果等を活用するなど適切な手法で行うことを追記した。 ・都計画に基づき、民間賃貸住宅を活用した借上型応急住宅については、被災者が物件を探す方式の場合、区市町村への募集件数の割り当てを行わないことを追記した。
第17章 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された場合、災害ボランティアセンターの運営における調整事務の人件費等が国庫負担の対象となることを明記した。
第4部 災害復興計画	
第3章 復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害時は国の基本方針に基づく復興計画を作成して復興事業を実施するほか、必要に応じて関係機関や東京都に職員派遣等を要請することを追記した。
第5部 南海トラフ地震対策	
はじめに【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震関連情報の発表が行われなくなったこと、新たに南海トラフ地震関連情報の運用が開始されたこと、今後、「東海地震事前対策」を「南海トラフ地震事前対策」へ移行する予定であることを踏まえ、暫定措置として、東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替えて南海トラフ地震関連情報発表時の対応をとることを追記した。

第2編 風水害編

節	修正事項
第1部 総則	
第4章 災害危険区域 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・残堀川等の浸水予想区域の想定条件、浸水予想区域の特徴等を明記した。 ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の分布を明記した。
第2部 災害予防計画	
第1章 水害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・都計画に基づき、多摩地区の河川整備については降雨規模が50mmから65mmに変更されたことを明記した。 ・大規模洪水対策を関係機関が一体的に取り組むため、東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会が策定した「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を推進することを追記した。
第5章 地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水・土砂災害ハザードマップ、東京マイ・タイムライン、5段階の警戒レベル等を普及することを明記した。
第3部 災害応急・復旧対策計画	
第1章 初動態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の風水害時の対応を踏まえて市の水防態勢を修正した。 ・また、台風の場合と台風以外の大雨の場合を考慮した配備態勢に修正した。
第9章 避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市の避難勧告等判断・伝達マニュアルを踏まえ、5段階の警戒レベルに応じた避難指示等の判断基準、住民等の避難行動を明記した。 ・避難場所等へ移動することが危険な場合、「屋内での安全確保」や「近隣の安全な場所に避難」など適切な避難行動をとることを明記した。 ・風水害用の避難所（洪水・土砂災害対応の指定避難所）は災害の規模と種類に応じて分類し、段階的に開設することを明記した。

第3編 大規模事故等対策

節	修正事項
第2章 危険物等事故対策 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設等での事故、危険物輸送車両の事故などにより、危険物等の流出、拡散などの事態が発生した場合の対策と予防策を明記した。
第3章 その他の大規模事故対策【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や橋梁での大規模な事故、都市ガス等の爆発事故、都外の原子力事業所の事故、CBRNE災害※を想定した対策を明記した。 <p>※Chemical (化学剤)、Biological (生物剤)、Nuclear・Radiological (核・放射性物質)、Explosive (爆発物) に起因する災害のこと</p>
第4章 火山噴火対策 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山が大規模噴火を起こした場合の本市への降灰による影響(数cmの降灰など)を追記した。 ・富士山の大規模噴火等が発生した場合は降灰予報等を収集し、降灰による交通事故、健康被害等への対策、降灰除去等を行うことを明記した。